

議員提出第 4 号議案

加東市議会基本条例の一部を改正する条例制定の件

加東市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 9 月 1 日提出

提出者 加東市議会議員

加東市条例第 号

加東市議会基本条例の一部を改正する条例

加東市議会基本条例（平成 22 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 章 議会及び議員の活動原則」を「第 2 章 議会及び議員の役割と活動原則」に、「第 4 章 議会と行政の関係」を「第 4 章 議会と市長等との関係」に、「第 10 章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第 22 条—第 24 条）」を「第 10 章 議員の政治倫理、定数、報酬及び政務活動費（第 22 条—第 25 条）」に、「第 11 章 最高規範性及び見直し手続き（第 25 条・第 26 条）」を「第 11 章 最高規範性及び見直し手続き（第 26 条・第 27 条）」に改める。

「第 2 章 議会及び議員の活動原則」を「第 2 章 議会及び議員の役割と活動原則」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（議会の役割と活動原則）

第 2 条 議会は、市民を代表する合議制の議事機関としての特性を踏まえ、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査により、加東市又は加東市議会の意思決定を行うこと。
- (2) 市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）の市政運営状況を監視すること。
- (3) 政策立案等を行うこと。
- (4) 意見書の提出、決議等により意見表明等を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民に開かれた議会を目指し本会議のほかすべての会議を原則として公開し、議会活動の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議会としての合意形成を目指して審議を尽くすこと。
- (3) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。

大山一矢
高瀬俊介
藤浦好
二階一夫
桑村繁則
山本道彦

(4) 議会の役割を不斷に追求し、議会改革に継続的に取り組むとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるよう努めること。

第4条第3項を削り、同条第4項中「前項」を「議長及び副議長」に改め、同項を同条第3項とする。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項中「市民からの請願又は陳情」を「請願」に、「請願者又は陳情者」を「請願者」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とする。

「第4章 議会と行政の関係」を「第4章 議会と市長等との関係」に改める。

第9条各号列記以外の部分を次のように改める。

二元代表制における市長と議会は、互いにその権限を、侵さず、侵されず、対等の立場にあることを認識し、議会審議においては次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

第9条第4号中「や」を「及び」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 議会に出席を要請された市長等は、議案等の採決に際し、議長又は委員長の許可を得て、意見を述べることができる。

第12条第2項中「市民に対して」の右に「当該議案等に係る」を加える。

第13条を次のように改める。

(任意的議決事件)

第13条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件を定めるに当たっては、市長と議会の真摯な議論に基づくものとし、別に条例で定める。

第14条に次の2項を加える。

3 議案を提出した議員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

4 議案を提出した議員は、提出した議案の採決に際し、議長又は委員長の許可を得て、意見を述べることができる。

第16条中「開催することができる。」を「開催するものとする。」に改める。

第17条中「議員及び市民」を「議員と市民」に改める。

「第10章 議員の政治倫理、定数及び報酬」を「第10章 議員の政治倫理、定数、報酬及び政務活動費」に改める。

第23条に次の1項を加える。

3 議会は、前項の議員定数の改正に当たっては、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、市の実情にあった定数を検討するものとする。

第24条に次の1項を加える。

3 議会は、前項の議員報酬の改正に当たっては、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、市の実情にあった報酬を検討するものとする。

第26条中「改善」を「検証」に改め、同条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

(政務活動費)

第25条 法第100条第14項に規定する政務活動費に関する条例の制定に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用し、市民の意向を把握するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出議案 加東市議会基本条例の一部を改正する条例の 提案理由及び要旨

提案理由

昨年9月定例会における本条例の改正は、当初の規定内容から大きく後退するものであり、当初の規定内容に戻すべき部分がある。併せて、新たに規定すべき事項を追加し、整理すべき文言を改正するもの。

要　　旨

第2条の改正は、第1条（目的）において「議会の役割を明らかにし」とあるのに現行条例中に明示されていないため、第1項で役割を明示し、第2項で活動原則を規定するもの。

併せて、活動原則に議会改革への取組と議会においても経費節減を念頭に活動すべきと考え追加するもの。

また、これに合わせた目次及び章見出しに改める。

第4条第3項は、議長及び副議長は議員の投票によって選出するのに、これ以上透明性を確保せよという意味が不明であり、また、この条例が制定された以降に議長・副議長の選出方法に改善が加えられたこともないため、この規定は必要ないと考え、削除するもの。

第6条第2項（会議の原則公開）は市民との関係よりも議会の活動原則であると考え、第2条に規定を移すもの。

同条第5項の改正は、紹介議員を必要とする請願とそうでない陳情は区別すべきであり、また、「市民」に限らないため、整理するもの。

第4章は「議会と行政の関係」となっているが、議会も広くとらえれば「行政」であり、また、この章の中では「市長等」又は「市長」と表記されているため改めるもの。

また、市長との基本原則として、対等の立場であり互いにその権限を尊重すべきであることを明記するもの。

第9条第4号中接続詞に法制上使用しない「や」を使っている。「及び」に改めるもの。

また、討論の後採決の直前にも市長等に発言機会を与え、緊張関係の保持とより適切な判断がなされるようにするもの。

第12条第2項は、極めて広い事務全般の評価又は議案と関連がない事務の評価を個別議案の採決の材料にすることを認めているため、「市民に対して」の右に「当該議案等に係る」を加えることによって議案そのものを評価し、より正しい判断がなされるよう改正するもの。

第13条の任意的議決事件は市長と議会の真摯な議論に基づき定めるものであり、議会が一方的に定めるものではないことを明記するもの。

第14条に、第9条と同様に、議案提出議員の反問権と採決に際しての意見の陳述機会を与えることにより、議員間討議の更なる充実を図るもの。

第16条中「開催することができる。」を「開催するものとする。」に改めるのは、政策討論会は議会内部の会議であり、その気があればいつでも開催できる。

「するものとする。」として少し緩和した義務を議会に課すことは、この条例の趣旨からも当然のことと考え、当初の規定に戻すもの。

第17条中「議員及び市民」を「議員と市民」に改めるのは、議員は議員同士で、市民は市民同士で意見交換をするのではなく、議員と市民が意見交換をする場を設置するものと捉え改正する。接続詞の「及び」を使ったことが間違いである。

第23条第3項及び第24条第3項の追加は、議員定数及び議員報酬の改正に当たって、公聴会制度や参考人制度を活用することは当然のことであり、当初の規定に戻すもの。第6条においてもこれらの活用が明記されており、本件条例中唯一明記されていた第23条第3項及び第24条第3項を削ってしまったのは許されない。

また、加東市議会が過去においてこの規定を無視して行ったことをなかったことにしようとするものであり、断じて許されない。

第25条として、政務活動費に関する条例を制定するに当たっては、公聴会制度や参考人制度を活用し、市民の意向を把握するとともに市民への説明責任を果たすことが必要であり、手続き規定の条項を追加するもの。

第26条中「改善」を「検証」に改めるのは、改善をする前に諸規定を改正すべきであるため。

加東市議会基本条例の一部を改正する条例 新旧対照表

	現 行	改 正 案
目次		
前文		
第 1 章 総則(第 1 条)	第 1 章 総則(第 1 条)	第 1 章 総則(第 1 条)
第 2 章 議会及び議員の 活動原則(第 2 条—第 5 条)	第 2 章 議会及び議員の役割と活動原則(第 2 条—第 5 条)	第 2 章 議会及び議員の役割と活動原則(第 2 条—第 5 条)
第 3 章 市民と議会との関係(第 6 条—第 8 条)	第 3 章 市民と議会との関係(第 6 条—第 8 条)	第 3 章 市民と議会との関係(第 6 条—第 8 条)
第 4 章 議会と行政との関係(第 9 条—第 13 条)	第 4 章 議会と市長等との関係(第 9 条—第 13 条)	第 4 章 議会と市長等との関係(第 9 条—第 13 条)
第 5 章～第 9 章 (略)	第 5 章～第 9 章 (略)	第 5 章～第 9 章 (略)
第 10 章 議員の政治倫理、定数及び報酬 (第 22 条—第 24 条)	第 10 章 議員の政治倫理、定数、報酬及び政務活動費 (第 22 条—第 25 条)	第 10 章 議員の政治倫理、定数、報酬及び政務活動費 (第 22 条—第 25 条)
第 11 章 最高規範性及び見直し手続き (第 25 条・第 26 条)	第 11 章 最高規範性及び見直し手続き (第 26 条・第 27 条)	第 11 章 最高規範性及び見直し手続き (第 26 条・第 27 条)
附則	附則	附則
第 2 章 議会及び議員の 活動原則	第 2 章 議会及び議員の役割と活動原則	第 2 章 議会及び議員の役割と活動原則
(議会の活動原則)	(議会の役割と活動原則)	(議会の役割と活動原則)
第 2 条 議会は、次に基づき活動しなければならない。	第 2 条 議会は、市民を代表する合議制の議事機関としての特性を踏まえ、次に掲げる役割を担うものとする。	第 2 条 議会は、市民を代表する合議制の議事機関としての特性を踏まえ、次に掲げる役割を担うものとする。
(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。	(1) 議案等の審議及び審査により、加東市議会の意思決定を行うこと。	(1) 議案等の審議及び審査により、加東市議会の意思決定を行うこと。
(2) 市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関及びその補助職員(以下「市長等」という。)の市政運営状況を監視すること。	(2) 市長その他の執行機関及びその補助職員(以下「市長等」という。)の市政運営状況を監視すること。	(2) 市長その他の執行機関及びその補助職員(以下「市長等」という。)の市政運営状況を監視すること。
(3) 市民の多様な意見を把握して市政に反映させることにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むこと。	(3) 政策立案等を行うこと。	(3) 政策立案等を行うこと。
(4) 市民に分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。	(4) 意見書の提出、決議等により意見表明等を行うこと。	(4) 意見書の提出、決議等により意見表明等を行うこと。
(5) 市民に分かりやすい議会運営を行うために、加東市議会委員会条例活動するものとする。	2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。	2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

<p>(平成 18 年加東市条例第 188 号)、加東市議会規則(平成 18 年加東市議会規則第 1 号)及び加東市議会運営基準(平成 18 年 4 月 7 日制定)を継続的に精査し、必要があれば見直すこと。</p> <p>(6) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。</p>	<p>(1) 市民に開かれた議会を目指し本会議のほかすべての会議を原則として公開し、議会活動の公正性及び透明性を確保すること。</p> <p>(2) 議会としての合意形成を目指して審議を尽くすこと。</p> <p>(3) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。</p> <p>(4) 議会の役割を不斷に追求し、議会改革に継続的に取り組むとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるよう努めること。</p>
<p>(議長及び副議長)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、市民に対して透明性を確保しなければならない。</p> <p>4 議会は、前項の選出に当たって、所信の表明を希望する議員に対しては、その機会を与えるものとする。</p> <p>3 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、市民に対して透明性を確保する議員に対しては、その機会を与えるものとする。</p> <p>2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。</p> <p>3 議会は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 100 条の 2 の規定による専門的知見の活用並びに法第 115 条の 2(法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、その専門的識見、政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化する。</p>
<p>第 3 章 市民と議会との関係</p> <p>(市民と議会との関係)</p> <p>第 6 条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。</p>	<p>3 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、市民に対して透明性を確保する議員に対しては、その機会を与えるものとする。</p> <p>2 議会は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 100 条の 2 の規定による専門的知見の活用並びに法第 115 条の 2(法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、その専門的識見、政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化する。</p>

化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

- 5 議会は、市民からの請願又は陳情については、原則として政策提案と位置付け、その審議においては、請願者又は陳情者の意見を聞く機会を設けるよう努めるものとする。
- 6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価がなされるよう情報の提供に努めるものとする。

化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

- 4 議会は、請願 _____にについては、原則として政策提案と位置付け、その審議においては、請願者の意見を聞く機会を設けるよう努めるものとする。
- 5 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価がなされるよう情報の提供に努めるものとする。

第4章 議会と行政との関係

(市長等との関係の基本原則)

- 第9条 議会審議において議員と市長等は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。
- (1) 議会における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

(2) 議会における質疑応答は、一問一答の方式で行うことができる。

- (3) 議会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

- (4) 議会に出席を要請された市長等は、議員修正案や議員提出議案に対して議長又は委員長の許可を得て、意見を述べることができる。
- (5) 議会に出席を要請された市長等は、議案等の採決に際し、議長又は委員長の許可を得て、意見を述べることができる。

(監視及び評価)

第12条 (略)

- 2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して _____ 市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(監視及び評価)

第12条 (略)

- 2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して当該議案等に係る市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

<p>(任意的議決事件)</p> <p>第 13 条 法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決事項は、別に条例で定める。</p>	<p>(任意的議決事件)</p> <p>第 13 条 法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決事件を定めるに当つては市長と議会の真摯な議論に基づくものとし、別に条例で定める。</p>
<p>(議員間の討議による合意形成)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(議員間の討議による合意形成)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議案を提出した議員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。</p> <p>4 議案を提出した議員は、提出した議案の採決に際し、議長又は委員長の許可を得て、意見を述べることができることとする。</p>
<p>(政策討論会)</p> <p>第 16 条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議員間の共通認識及び合意形成を図り、もつて政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。</p>	<p>(政策討論会)</p> <p>第 16 条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議員間の共通認識及び合意形成を図り、もつて政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。</p>
<p>(市民との意見交換会)</p> <p>第 17 条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたりて、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する会議を設置するものとする。</p>	<p>(市民との意見交換会)</p> <p>第 17 条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたりて、議員と市民が自由に情報及び意見を交換する会議を設置するものとする。</p>

		(議員定数)
第 23 条 (略) 2	第 23 条 (略) 2 (略)	3 議会は、前項の議員定数の改正に当たっては、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、市の実情にあつた定数を検討するものとする。
		(議員報酬)
第 24 条 (略) 2	第 24 条 (略) 2 (略)	3 議会は、前項の議員報酬の改正に当たっては、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、市の実情にあつた報酬を検討するものとする。
		(政務活動費)
		第 25 条 法第 100 条第 14 項に規定する政務活動費に関する条例の制定に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用し、市民の意向を把握するものとする。
		(最高規範性)
第 25 条 (略)	第 26 条 (略)	第 27 条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不斷の評価と改善を行い、必要があると認めるとときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
		(見直し手続)
第 26 条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不斷の評価と改善を行い、必要があると認めるとときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	第 26 条 (略)	第 27 条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不斷の評価と検証を行い、必要があると認めるとときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。